

自転車事故による裁判例

- 自転車による事故は被害者になることもあれば、加害者になることもあります。
- 加害者となった場合、高額な損害賠償を支払わなければならないこともあります。

【事故の概要及び賠償額*】

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

賠償額
9,521万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)

賠償額
9,266万円

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)

賠償額
6,779万円

男子が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成19年4月11日判決)

賠償額
5,438万円

※賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

出典：日本損害保険協会発行「知っていますか？自転車の事故」

自転車安全利用五則を守り、 安全な走行を心がけましょう！

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では、
信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

もしものときに備えて、

保険に加入しましょう！

自転車事故に備える保険には、次のようなものがあります。

個人賠償責任保険

他人のモノを壊したり、他人にケガをさせたときなど、損害賠償金を負担する必要があるときに補償してくれる保険

T Sマーク付帯保険

T Sマーク付自転車ですら事故等によりケガをした場合及びケガをさせた場合に補償してくれる保険

傷害保険

日常に潜む思いがけない事故によるケガを補償する保険